

第 14 回延岡市農業委員会会議録

(令和 6 年 8 月 28 日)

1. 開催日時 令和6年8月28日（金）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8		9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正太郎	15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一太郎	17		18	松 原 学
19		20	池 内 米 生	21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 52 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
議案 第 53 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 54 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 55 号 非農地証明願について

報告 第 47 号 農地法第5条の届出について
報告 第 48 号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第 49 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	中 西 美 香
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	稲 村 斎	北川産業建設課 専門主事	渡 辺 親 弘

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 14 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番、片伯部隆委員と委員番号 15 番、牧野博文委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 52 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから議案第 55 号 非農地証明願についてまでの議案 4 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっています。 なお、今回の、農地利用最適化推進委員の活動報告につきましては、台風接近のため、次回に見送ることとしたいと思います。池内米生推進委員には、次回よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、議案第 52 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案致します。 整理番号 1 番について、松原学農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
松 原 推 進 委 員	推進委員の松原です。整理番号 1 番について、ご説明いたします。 所在は、北浦町市振の畑、476 m²です。貸人は北浦町市振在住の方で、借人は北浦町古江在住の方です。理由は経営規模拡大です。先日、私と小西委員と借主の 3 人で現地調査を行いました。こちらの畑は、7 年前から既に借主の方が借りており、今回正式に、農業委員会を通して契約したいとの事でした。地域との調和要件も特段問題ないと思います。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、松原推進委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	何かございませんか？
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議 長	続きまして、議案第53号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。 整理番号1番について、委員番号2番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐 藤 委 員	委員番号2番 佐藤です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は宇和田町と柚木町、畑2筆で面積は計935㎡です。譲渡人、譲受人ともに富美山町在住の方で、労力は2人、理由は贈与です。8月25日に私と、推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子で、父親が亡くなられた時に、譲渡人が農地を譲り受けたが、譲渡人の息子さんができないという事で、譲受人の母親が譲り受けました。地域との調和要件も何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 8 番、須藤寛之委員より説明をお願い致します。
須 藤 委 員	委員番号 8 番 須藤です。整理番号 2 番についてご説明致します。農地の所在は、北川町川内名の畑、405 m ² です。譲渡人は南一岡在住の方で、譲受人は北川町川内名在住の方です。労力は 3 人で理由は経営規模拡大です。8 月 22 日に、私と、池内推進委員と譲受人で現地調査を行いました。地域との調和要件も何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 14 番、緒方武彦委員より説明をお願い致します。
緒 方 委 員	委員番号 14 番 緒方です。整理番号 3 番についてご説明致します。農地の所在は北方町うそ越と北方町藤の木で、田と畑合わせて 15 筆、面積は計 4,843 m ² です。譲渡人と譲受人は北方町藤の木在住の方で、夫婦です。譲渡人である夫はご健在であります、譲受人である妻にどうしても譲りたいという事で贈与という形になりました。25 日に私と甲斐詳三推進委員と、譲渡人の 3 人で現地調査を行いました。農地はきれいに管理されており、地域との調和要件も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 4 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧 野 委 員	委員番号 15 番 牧野です。整理番号 4 番についてご説明いたします。農地の所在は小野町、田 1 筆で面積は 561 m ² です。労力は 2 人で理由は経営規模拡大です。8 月 22 日に私、甲斐秀雄推進委員、譲受人の 3 人で現地調査を行いました。田には水稻が作付けされており、今後も水稻を作付けしていくとの事です。地域との調和要件も何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書の 2 ページから 5 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員か

		ら現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議	長	何かございませんか？
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議	長	続きまして、議案第54号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員		委員番号13番 高橋です。整理番号1番について説明いたします。所在は石田町、田4筆で面積は1,245 m ² です。貸人は石田町在住の方で、借人は石田町の上下水道業の株式会社で、資材置場にされたいとの事です。8月23日に、私、山内推進委員、県の担当者、事務局、借人と代理人の方で、現地調査を行いました。場所は、木工団地の西側で聖心ウルスラ学園の野球場の近くです。ここから
議	長	次に、整理番号2番について、委員番号3番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花 畑 委 員		委員番号3番 花畑です。整理番号2番について説明いたします。農地の所在は北方町川水流の畑、302 m ² です。譲渡人は北方町川水流在住の方で、譲受人は北方町川水流在住で、理容業を営んでいる方です。理由は駐車場、物置という事であっております。次のページの2番の地図をご覧ください。四角に囲ってある所のすぐ裏に理容業と書いてあるのですが、

花 畑 委 員	この前の道路は歩いて通るくらい、昔はリヤカーを引いて通るくらいの道しかありません。それで公民館があるのですが、そこを借りて駐車場に使っておりました。しかし、お客様の利便性を考えると、やはり店のすぐ側に駐車場が欲しいとの事で、今回の案件になっております。23日に、私と、甲斐一太郎推進委員と県、事務局、譲受人の5人で現地調査を行いました。公民館の入り口で、神社の横という事で近くに家も建っており、何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、周辺に農用地が広がるものの10ha未満の一団の農地の区域内にある生産性の低い第2種農地となります。申請地周辺は谷筋に沿って広がる農地となっており、業務上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 整理番号2番につきましては、周辺に農用地が広がるものの10ha未満の一団の農地の区域内にある生産性の低い第2種農地となります。申請地は宅地及び境内に囲まれた袋地となっており生産性は低いと考えられることから、業務上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	何かございませんか？
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達を致します。

議 長	続きまして、議案第 55 号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号 1 番について、委員番号 14 番、緒方武彦委員より説明をお願い致します。
緒 方 委 員	委員番号 14 番 緒方です。整理番号 1 番についてご説明いたします。 所在は北方町藤の木で、畑が 3 筆、地積が 128 m²です。25 日に私と甲斐詳三推進委員、農地部の甲斐正太郎推進委員、申請人の方と現地調査を行いました。写真を見てもらうとわかりますとおり、畑に入る農道は人が通れるくらいしかなく、40 年近く耕作していないという事で、完璧に山林化しておりました。条件的にも畑に戻すのは無理じゃないかなと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	何かございませんか？
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議 長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに、報告第 47 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 13 ページから 14 ページに記載しておりますが、9 件の届出があり、田が 10 筆の 2,292 m²、畑が 1 筆の 495 m²、計 11 筆の 2,787 m²の転用となっております。 次に、報告第 48 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明致します。

議 員 議 長 議 長 議 長 事 務 局	この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 16 ページに記載しております。3 件の届出があり、田のみ 4 筆、2,073 m²の合意解約となっています。 次に、報告第 49 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 18 ページから 20 ページをご覧ください。今回 10 件の届出があり、田が 37 筆の 24,127.03 m²、畑が 20 筆の 13,473 m²、計 57 筆の 37,600.03 m²となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？ ありません。 無いようなので報告を終わります。 次に協議第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。 こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の 22 ページになりますが、 まず、整理番号 1 番から 6 番が下南方地区、 次に、整理番号 7 番から 8 番が東延岡地区、 次に、整理番号 9 番から 68 番が東海地区、 次に、整理番号 69 番から 116 番が三須・三輪地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では、30 ページの表下にあるとおり 26 人の出し手から 116 筆、73,526 m²の農地を個人 4 人、2 法人に配分する計画となっております。以上で説明を終わります。
--	---

議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
議	長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願い致します。
事 務 局		(事務局より説明)
議	長	以上を持ちまして第 14 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会 長 甲 斐 壽 徳

4 番 片 伯 部 隆

15 番 牧 野 博 文

--	--